

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

荒尾市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県荒尾市長

## 公表日

令和3年8月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>荒尾市では、生活保護法に基づき、病気や事故、その他の理由で収入がなくなったり少なくなったりしたとき、最低限度の生活ができるように、国が決めた基準に基づいて、生活費の支給に加え、医療費及び介護費用の支援を行う。</p> <p>①保護世帯開始決定及びケース記録管理            ②それぞれの世帯状況に応じた、最低生活費及び各扶助費(生活、住宅、教育、医療、介護、出産、生業、葬祭)の決定及び支給            ③療養等医療行為を受ける場合は、医療券の発行、介護のサービスを受ける場合は介護券の発行            ④支払基金からの医療請求内容の確認            ⑤介護事業者からの介護請求内容の確認            ⑥保護世帯の家庭を訪問し、実態把握及び相談業務の実施            ⑦定期的に保護受給者に対して、各医療機関及び保険会社への預貯金等の調査</p>
③システムの名称	1 生活保護システム 2 統合宛名管理システム 3 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(15の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号)第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1 番号法第19条第8号及び別表第二(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2及び第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1 番号法第19条第8号及び別表第二(26の項)</p> <p>2 別表第二省令第19条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

荒尾市 総務部 総務課 行政管理係  
〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1209

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

荒尾市 保健福祉部 福祉課 保護係  
〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1409

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1 番号法第19条第7号及び別表第二(9、10、14、16、24、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条及び第55条</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1 番号法第19条第7号及び別表第二(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2及び第59条の3</p>	事後	
平成29年2月1日	I-5 ②所属長	福祉課長 宮脇 浩司	福祉課長 石川 陽一	事後	
平成30年8月1日	I-5 ②所属長の役職名	福祉課長 石川 陽一	課長	事後	
平成30年8月1日	II-1 対象人数	平成27年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II-2 取扱者数	平成27年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1 番号法第19条第7号及び別表第二(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第26条の4、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2及び第59条の3</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1 番号法第19条第7号及び別表第二(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び119の項)</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、23条、第24条、第26条の4、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2及び第59条の3</p>	事後	
令和1年6月28日	II-1 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	様式改訂に伴う、リスク対策の追加	事後	
令和2年6月28日	II-1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月28日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1 番号法第19条第7号及び別表第二(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び119の項)</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1 番号法第19条第7号及び別表第二(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項)</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月28日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、23条、第24条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2及び第59条の3</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2の2及び第59条の3</p>	事後	
令和3年8月31日	I-4 ②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1 番号法第19条第7号及び別表第二略</p> <p>2 略</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1 番号法第19条第7号及び別表第二(26の項)</p> <p>2 略</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>1 番号法第19条第8号及び別表第二略</p> <p>2 略</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>1 番号法第19条第8号及び別表第二(26の項)</p> <p>2 略</p>	事前	